

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験 第2次審査

試験問題

法律科目試験  
(民事訴訟法)

[注意]

1. 試験開始の合図があるまで、この表紙を開けてはいけない。
2. 問題紙の本文は、2枚である。試験開始後ただちに欠落や印刷の不鮮明な箇所がないか確認すること。欠落や印刷の不鮮明な箇所がある場合は、手を挙げて監督者に知らせること。
3. 解答用紙は、5枚1組である。
4. 各解答用紙の右上に受験番号の記入欄がある。組になっている2枚目以降の解答用紙の受験番号欄にも受験番号をペンで正確・明瞭に記入すること。
5. 解答は、黒色のペンまたは鉛筆で記入すること。
6. 試験開始後は、終了まで試験場から退出できない。
7. 試験はすべて監督者の指示によって行う。監督者の指示に従わない場合や不正行為を行ったときは、試験場から退出させる。
8. 試験終了後、問題紙は各自持ち帰ること。

2006年度 同志社大学大学院  
司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程  
入学試験問題 法律科目試験

（民事訴訟法）

---

第1問 次の設例を読んで、小問（1）と（2）に答えなさい。

Y社は、注文に応じて部品をX社に納入（製造販売）していたが、一時、運転資金が不足したので、X社から1000万円の融資を受けた。この貸金債権（以下、A債権という）の弁済期がすぎても弁済されなかったため、X社は、A債権の支払いを求める訴訟を提起した。

この訴訟において、Y社は、「訴訟前の交渉の過程において、700万円をすぐに支払い、かつ、今後、X社から発注したときは、優先的に部品を納入することを約束すれば、残りの300万円は免除するという提案がX社からあった。そこで、Y社は、急遽、他から借金をして、本件訴訟の第1回口頭弁論期日前に700万円を支払った。したがって、Xの請求は、理由がない」と主張した。

このY社の主張に対して、X社は、「A債権の一部を免除するというような約束をした覚えはないし、弁済受領額も500万円にとどまる」と弁論した。

小問（1）

その後、Y社は、同種の部品メーカーであるM社から、M社がX社に対して有している売掛債権（券面額600万円。以下、この債権をB債権という）を譲り受け、口頭弁論期日において、B債権を自働債権とする相殺の抗弁を提出し、債務免除の抗弁より先にこの相殺の抗弁につき判断してもらってもよいと陳述した。裁判所は、どのような順番で審理・判断をなすべきか。

小問（2）

M社からB債権の譲渡の通知を受けたX社は、「A債権のうち未だ支払われていない500万円を自働債権とし、B債権を受働債権として、この訴訟において相殺する」と主張した。裁判所は、このX社の相殺を認めて、請求を棄却する判決をなすことができるか。また、そのような判決があり、それが確定した後に、Y社が、B債権600万円の支払いを求めて、別訴を提起してきた場合、この後訴の裁判所は、どのように事件を処理すべきか。なお、本問では、小問（1）とは異なり、Y社からの相殺の抗弁は提出されていないものとする。

第2問 次の設例を読んで、小問(1)と(2)に答えなさい。

高校生のAは、所属する野球部の夏季強化合宿中に、意識を失って倒れ、救急車でY病院に運ばれた。救急外来で診察に当たったB医師は、高熱と脱水症状がみられること、そして猛暑の中での野球部の練習中に倒れたという話から、熱中症と診断し、脱水症状に対する応急手当て、氷のうと氷枕による冷却処置を施し、入院させ様子を見ることになった。いったんは体温も下がり、AもB医師やC看護師のよびかけに応えることができるようになり、回復に向かうかに見えた。ところが、翌朝になると再び体温が上昇を始めたので、B医師が冷却治療を続けたが、肝機能がみるみる悪化し、息を引き取った。死因は、熱射病による多臓器不全とされた。

学校から連絡を受けたAの両親であるX夫婦も病院に駆けつけ様子を見守っていたが、よもや熱中症で命まで落とすとまでは思いもよらなかった。一人息子だったこともあり、X夫婦はショックを受け、Y病院、B医師に詳しい説明を求めた。B医師は、治療は適切であったが、夏風邪と下痢で練習を休み5日振りに練習に参加した日のことで、倒れた時にすでに不可逆的に身体機能が低下してしまっていたためAの死亡は避けられなかったのだと、繰り返すばかりであった。

納得のいかないX夫婦は、当初から熱射病を疑いただちに適切な治療を施せばこのような結果を回避できたはずであり、Aの死亡は病院側の過失によるものであるとして、債務不履行ないし不法行為による損害賠償を求めて提訴した。

本件訴訟においてY病院は、カルテなどの患者記録は自主的に提出していたが、救急車で運び込まれた患者である上、死亡までの期間が短かったので、最低限の記載しかなかった。そんな折、X夫婦は、Y病院では、異常な死亡症例に関しては、外部の専門家も交えて調査委員会が組織され、調査報告書がまとめられているらしいことを知った。X夫婦は、この報告書に病院側の過失の認定のてがかりになる重要な情報が記載されているのではないかと考え、当該報告書の提出を求めて裁判所に文書提出命令を申し立てた。これに対して、Y病院は、Aの死亡に関する報告書があることは認めたが、「同委員会の報告書は、Y病院の医療レベルの向上に資するためにもっぱら医学的見地から作成される自己使用文書であり、提出することはできない」と主張している。

小問(1)

この報告書の文書提出命令の申立てに対して、裁判所はどのように対応すべきか。

小問(2)

仮に裁判所が当該報告書は提出すべき文書と考え、提出を命じたにもかかわらず、Y病院がこの報告書を提出しなかった場合、そのことによってどのような効果が生じるか。